

西川町デマンド型乗合タクシー拡張「のってあべプラス」実証事業 業務委託仕様書

この仕様書は、西川町（以下「委託者」という。）が実施する西川町デマンド型乗合タクシー拡張「のってあべプラス」実証事業業務委託（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

西川町デマンド型乗合タクシー拡張「のってあべプラス」実証事業業務委託

2 業務目的

第7次西川町総合計画に基づき、「いつまでも安心して住み続けられる西川町」を目指し、令和7年度にデマンド型乗合タクシー「のってあべ」の運行範囲を町内から寒河江市内の一部医療機関まで延長し、「のってあべプラス」として実証運行を行った。

本業務は、前述の検討結果を踏まえ、通院のみならず通学・買い物など日常生活の移動ニーズに対応するため、対象を全町民へ拡大、さらに寒河江市内の目的地（拠点施設）を拡充するものである。

また、運行事業者は西川町・寒河江市の各タクシー事業者の他、新たに公共ライドシェア（自動車学校）を加え、西川町民が寒河江市内に行き来できるよう、併せて寒河江市民（寒河江市の一部地域に限る）が西川町立病院へ通院できるよう実証運行を行う。地域住民の日常生活における移動手段を確保し、さらなる利便性の向上、交通空白の解消に向けた検証を目的とする。

3 前提条件

本業務は、国土交通省所管「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「共同化・協業化促進タイプ」を活用予定であるため、当該補助金の趣旨に則り、事業を実施することとする。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月10日（水）まで

5 業務内容

（1）実証運行支援業務

道路運送法第21条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送での実証運行、同法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送による公共ライドシェアの運行に関する運営支援及びその他実証に係る支援業務を行うものとし、詳細は次のとおりとする。

ア 運行体制構築支援

事業主体、運行事業者、関係機関等との連携体制構築、役割分担、運行管理体制等

について助言、提案及び支援を行う。

イ その他運行開始準備業務

住民説明会の企画・資料作成・運営

広報及び利用促進

- ・運行概要や利用方法等を記載したパンフレットを制作すること。
- ・パンフレットの制作パターン数（西川町民向け、寒河江市民向けの少なくとも2種類以上）パンフレットのデザイン等は、委託者と協議して決定する。

「のってあべプラス」車両用マグネットの制作 40枚

公共ライドシェア用タブレット本体 2台

公共ライドシェア用アルコールチェッカー 1台

公共ライドシェア用タブレットに係る通信費

公共ライドシェア講習費（交通空白地有償運送運転者講習費）

（2）調査分析及び効果検証に係る支援業務

利用者の利用状況、ニーズ等を把握するための調査を企画・実施し、データを分析する。

ア 利用状況に関するデータ収集・分析

イ 利用者アンケートの実施、分析

（3）運行委託

受託者は、委託者が指定する運行事業者との間に車両運行についての委託契約を締結し運行を委託すること。

ア 利用対象

- ・西川町に住所を有し、事前登録及び事前予約のあった者。

（ただし、寒河江市大字宮内、白岩地内に住所を有し、西川町立病院へ通院する場合は利用可能とする。）

イ 運行事業者

- ・月山観光タクシー株式会社（山形県西村山郡西川町大字間沢59）
- ・中央タクシー株式会社（山形県寒河江市本町1丁目7-18）
- ・寒河江タクシー株式会社（山形県寒河江市本町1丁目7-18）
- ・株式会社寒河江自動車学校（山形県寒河江市大字寒河江字久保1番地）

ウ 運行区間

西川町大字睦合、大字吉川、大字海味、大字間沢、大字沼山、大字原地内の自宅又は拠点施設、西川町立病院（西川町大字海味581）

寒河江市大字宮内、大字白岩地内の自宅又は拠点施設

寒河江市大字高松、大字寒河江、内ノ袋1丁目地内拠点施設

寒河江駅（寒河江市本町1丁目1-12）

拠点施設：公共施設・医療機関・金融機関・店舗等

エ 運行期間

令和8年8月3日(月)から令和9年1月29日(金)まで

オ 運行日・時間帯

- ・運行日 月曜日から金曜日までの平日
(土・日・祝日、8/13~8/16、12/29~1/3は運休)
- ・時間帯 往路4便、復路6便

カ 予約方法

- ・電話による予約制とする。(予約先:月山観光タクシー株式会社)
- ・予約受付は前日の17時まで可能とする。

キ 運賃の收受及び管理

- ・1人1乗車500円とする。障がい者は半額、中学生以下は無料
- ・運賃の收受及び管理方法は受託者が別に定める。

ク 運行記録の管理

運行事業者は、毎日の運行記録を作成し、受託者へ提出する。運行記録の様式及び提出日は受託者が別に定める。

(4) プロジェクトマネジメント

ア 業務全体の運営・進捗管理

契約期間中は委託者と随時打合せを行い、事業進捗に係る相談や支援を行うこと。

イ 実証運行終了後の総括、結果分析

実証運行終了後、結果を詳細に分析し、事業の成果、課題の整理及び改善についての相談や支援を行うこと。

ウ 本格運行に向けた支援

実証運行の結果分析を基に、次年度以降の本格運行に向け、実施方法や課題の整理についての提案、相談、支援を行うこと。

エ 国庫補助金完了報告の支援

国庫補助金の完了報告にあたり、書類の作成や各種手続きについての相談や支援を行うこと。

オ 業務完了報告書の提出

カ その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであるため、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的に行うこと。

6 委託料の請求・支払い

委託料の請求・支払い時期については、契約前に委託者と別途協議を行い決定するものとする。

7 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用・開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法・西川町個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令、条例等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で取得する地域公共交通に関わるデータは委託者に帰属するものであり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

9 問い合わせ先

西川町町民税務課 生活環境係

〒990 - 0792 山形県西村山郡西川町大字海味510

0237 - 74 - 4118 FAX0237 - 74 - 4866